

令和5年8月23日  
北海道開発局

## 指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、オールセグメントに対し、契約履行の続行不能を申し出たことにより、契約解除となったことから、指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

オールセグメントは、函館開発建設部発注の「函館港湾事務所 構内除草」及び「国有財産敷地（函館地区）除草作業」において、作業員の確保が困難となったことを理由に契約履行の続行不能を申し出たことにより、契約解除となったことから、指名停止措置を行うものです。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
オールセグメント	札幌市白石区東札幌1条東3丁目3-17-203

2. 指名停止措置期間：令和5年8月23日～令和5年11月22日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

### 4. 参考

#### ○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 長能 章久（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>